



秋田県公報

目 次

ページ

規 則

○秋田県財務規則の一部を改正する規則(四〇・財政課) ……1

規 則

秋田県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年六月四日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第四十号

秋田県財務規則の一部を改正する規則

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表第二の二第三十八号を次のように改める。

三十八 齒科技工士国家試験合格証明書交付手数料

別表第二の二第二百六十号から第二百六十二号までを次のように改める。

二百六十 長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料

二百六十一 長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料

二百六十二 長期優良住宅建築等計画の認定に基づく地位の承継承認申請手数料

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の二第三十八号の改正規定は、平成二十一年九月一日から施行する。

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所 株式会社松原印刷
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
松原繁雄